

伊勢崎市監査委員告示第 6 号

公 表 書

平成30年度定期監査を執行したので、地方自治法第199条第9項の規定に基づきその結果を別紙のとおり公表する。

平成30年9月13日

伊勢崎市監査委員 猪 俣 健

同 光 山 喜一郎

同 田 島 勉

記

1 定期監査報告書

伊勢崎市水道事業

平成30年度定期監査結果報告書

1 監査の対象部局

水道局の課及び所管施設

2 監査の日程及び対象

平成30年7月5日（木）

水道庁舎（工務課 給水課 総務課）、竜宮浄水場

3 予算科目

平成29年度水道事業会計

4 監査の概要

（1）予備監査

本監査に先立ち、下記事項を重点に、監査委員事務局職員による予備監査を実施した。

ア 歳入、歳出予算の執行状況について

イ 諸帳簿の記帳、整理、保管状況について

ウ 金銭の出納、預金通帳の管理について

エ 工事及び委託契約について

オ 物品の出納、管理について

（2）本監査

当該監査は、監査委員3名と事務局職員が、水道局内の課については水道庁舎内において、また、所管施設については抽出により現地に立ち入り外観的な監査をそれぞれの責任者から説明を受けて実施した。

5 監査の結果

業務の状況については、平成29年度において給水戸数及び給水人口とも

に前年度に比べ増加しており、年間総配水量及び有収水量も増加した。また、経理の状況については、前年度に比べ営業費用が増加したものの、営業収益が増収となり、営業収支は利益が増加した。これに営業外収益、営業外費用、特別利益、特別損失をそれぞれ加減した結果、平成29年度も純利益を計上した。引き続き経費節減と事業の効率化に努めるとともに、水道料金等の収納率向上へ努力を望むものである。

施設改良事業では、上水道施設整備として電気計装設備及び取水施設の改修工事を行い、また、整備計画に基づく配水管整備及び老朽管更新事業を行っているが、今後も施設や設備の老朽化に伴う維持管理費用の増加が見込まれ、さらに厳しい状況になるものと思われる。これからも経営の健全化を図るとともに、良質な水の安定的な供給を望むものである。

財務事務処理においては、使用料等が納入期限を過ぎて納入されているもの、書類の未作成や未提出のものがあつた。慎重かつ適正な事務処理を望むものである。

予備監査の結果を含めた各課・施設における個別の指摘事項は次のとおりである。なお、事務処理上改善又は留意すべき点で軽微なものについては、予備監査終了後、口頭で通知したところである。

○ 総務課

[事務改善]

契約関係において、単価契約された委託契約で、仕様書では報告書を月末に報告となっているが、翌月に提出されているものがあつた。

借上関係において、業務完了報告書が未提出のものや行政財産目的外使用関係において、使用料及び電気料が納入期限までに納入されていないものがあつた。

チェック体制の充実と慎重かつ適正な事務処理を望むものである。

○ 工務課

[事務改善]

契約関係において、設計書の直接人件費が0円となっているものがあつ

た。

工事関係において、業者へ検査結果通知がされていないものがあった。

適正な事務処理を望むものである。

○ 給水課

[事務改善]

工事関係において、監督職員指定通知書が未作成のものがあった。

契約関係において、仕様書では、業務終了後、一括払いとなっているが、前払金が支払われているものがあった。

適正な事務処理を望むものである。

* 竜宮浄水場

[事務改善]

契約関係において、仕様書で提出が求められている書類が未提出のものがあった。適正な事務処理を望むものである。